

新発田市園芸産地サポート事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市農業の園芸振興を図るため、県内外に誇る有力園芸品目の生産量の拡大等に取り組む農業者を支援することを目的とし、予算の範囲において新発田市園芸産地サポート事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、有力園芸品目（アスパラガス、イチゴ（越後姫）、ねぎ、さといも）及び土地利用型園芸品目（ブロッコリー、たまねぎ、キャベツ、えだまめ）（以下「対象品目」という。）について、販売を目的として生産量の拡大を目指す市内に住所を有する農業者又は農業法人等（以下「農業者等」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 この要綱の対象となる経費は、対象品目の面積拡大に要する経費及びアスパラガスの簡易雨よけの導入資材費や既存の骨組みを活用し新たに被覆する被覆資材費の導入に係る費用とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出した額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、園芸産地サポート事業補助金交付（変更）申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 位置図
- (3) 見積書等の写し（アスパラガスの簡易雨よけ等を導入する場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することと決定した申請者には、園芸産地サポート事業補助金交付（変更）決定通知書（別記第2号様式）により、補助金を交付しないことと決定した申請者には園芸産地サポート事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によりそれぞれ通知するものとする。

(着手)

第7条 事業の着手は原則として第6条の規定による補助金の交付の決定に基づき行うものとする。ただし、事業の性質、内容等により、早期着手を必要とする場合は、交付決定前着手届（別記第4号様式）を市長に提出した上で着手するものとする。この場合において、対象事業とならないときは自力事業とする。

(補助金額の変更等の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた申請者が、事業を変更し、補助金の額が変更となる場合は、園芸産地サポート事業補助金交付(変更)申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 位置図
- (3) 見積書等の写し(アスパラガスの簡易雨よけ等を導入する場合に限る。)
- (4) その他変更内容を証する書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付額を変更することと決定したときは、園芸産地サポート事業補助金交付(変更)決定通知書(別記第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第9条 補助金等の交付を申請したものが、第6条の規定による補助金の交付の決定の通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定内容またはこれに付された条件に不服があるとき、または当該申請した事業を取りやめるときは、申請を取り下げることができるものとする。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、事業完了後30日以内に園芸産地サポート事業補助金実績報告(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、交付決定前に補助事業が完了した場合は、交付決定後速やかに提出するものとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 位置図
- (3) 完成写真(アスパラガスの簡易雨よけ等を導入する場合に限る。)
- (4) 伝票等の写し(納品書, 請求書, 領収書等(アスパラガスの簡易雨よけ等を導入する場合に限る。))
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告があった場合は、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金等の交付の決定の内容に適合したものであるかどうかを調査し、適合したものであるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、園芸産地サポート事業補助金確定通知書(別記第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。